

令和 8 年 7 月 2 1 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 7 年（ワ）第 2 7 1 1 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和 8 年 5 月 1 2 日

判 決

5

主 文

1 被告は、原告に対し、1 2 1 万円及びこれに対する令和 6 年 8 月 2 0 日から
支払済みまで年 3 %の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを 3 0 分し、その 1 9 を原告の負担とし、その余を被告の
10 負担とする。

4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、3 3 0 万円及びこれに対する令和 5 年 5 月 1 0 日から
15 支払済みまで年 3 %の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告に対し、既婚者である被告から独身であると虚偽の事
実を告げられて性交渉を伴う交際をしたことは原告の貞操権を侵害し、これに
20 より精神的損害を被ったと主張して、不法行為に基づき、損害賠償金 3 3 0 万
円及びこれに対する交際開始日である令和 5 年 5 月 1 0 日から支払済みまで
民法所定の年 3 %の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実、括弧内に記載した証拠及び弁論の全
趣旨により容易に認められる事実）

25 (1)ア 原告は、平成 2 年生まれの未婚女性であり、平成 2 3 年生まれの長男
（以下「長男」という。）を養育している。

イ 被告は、昭和 6 3 年生まれの既婚男性であり、小児科の看護師である
(甲 1 2 [5 頁])。

被告は、被告の配偶者と平成 2 9 年に婚姻し、令和 3 年と令和 4 年に子どもをもうけた (甲 1)。

- 5 (2) 令和 5 年 4 月 1 1 日、原告と被告は、婚活・再婚を支援する結婚情報サービスであるマッチングアプリ「m a r r i s h」(以下「マリッシュ」という。)で知り合い、マッチングをした。

マリッシュにおいて、原告はシングルマザー、被告は離婚済みとして登録していた。

- 10 マリッシュの利用規約において、既婚者のサービスの利用は禁止されている (甲 3 の 1)。

- (3) 原告は、令和 5 年 4 月 3 0 日、被告と初めて会った。

被告は、原告に対し、かつて婚姻し子どもをもうけたが、既に離婚している旨の話をした (乙 1)。

- 15 (4) 被告は、令和 5 年 5 月 1 0 日、原告に対して交際を申し込んだ。原告は承諾し、交際が始まった。

原告と被告は、名探偵コナン (以下「コナン」という。) が好きであったことから、交際期間中、一緒にコナンに関連する商品の買い物をしたり、イベントショップを訪れるなどしていた。

- 20 (5) 原告と被告は、令和 5 年 6 月 1 0 日、初めて性交渉を行った。

- (6) 被告は、令和 5 年 7 月 2 日、原告の交際相手として、長男と顔合わせをした。以後、被告が原告と会う際には、長男も行動をともにすることが多くなった。

- 25 (7) 被告は、令和 5 年 7 月 9 日以降、概ね 2 週間に 1 回程度の頻度で、原告宅等において宿泊をし、原告と性交渉を行った。

- (8) 原告は、令和 6 年 8 月 2 0 日、原告宅の玄関前で、被告の配偶者の両親と

話をした。このとき、原告は、初めて、被告が既婚者であったことを知った。

3 争点及び当事者の主張

(1) 既婚者である被告が、原告に対し、自身を独身と偽って原告を誤信させ、令和5年5月10日から令和6年8月20日までの約1年3か月の間、原告と性交渉を伴う交際をしたことは、原告の貞操権を侵害するものであり、被告の原告に対する不法行為に当たる点については、当事者間に争いがない。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

ア 被告は、原告に対し、婚約指輪の予行演習と称して指輪をプレゼントし、他にも貴金属のプレゼントや婚姻届を購入する等しており、原告は被告との婚姻による新たな生活に対して、具体的かつ大きく強い期待を寄せ続けていた。

被告は、長男とも大変良好な関係を築き、家族同然の交際をしていた。長男は、被告が自身の父親になることに対して具体的かつ大きく強い期待を抱いていた。被告の不法行為は、思春期の長男の心をも蹂躪する悪質極まりない行為であり、それを見た原告が被った精神的損害は甚大である。

イ 本件において顕れた事情を総合すると、慰謝料額は300万円を下らない。

弁護士費用は30万円であり、損害額は合計330万円となる。

(被告の主張)

ア 被告は、自らが既婚者であることを秘した上で、原告と交際し、性交渉を行った事実を認める。被告の行為により、原告に精神的苦痛を与えてしまったことについては、深く反省しており、被告は原告に対し、心より謝罪する。

原告と被告の交際期間において、婚約をした事実はなく、将来の婚姻を前提として具体的な協議をした事実はない。コナンの指輪や婚姻届の購入

は、原告と被告が趣味としているコナンに係るグッズの収集の一環である。
原告と被告の交際は、総体として通常の男女交際の域を出ず、性交渉は将来の婚姻を前提ないし条件とするものではなかった。被告の行為が原告の貞操権を一定程度侵害するとしても、権利侵害の程度は限定的である。

- 5 イ 原告が被った精神的苦痛の金銭的評価としては、300万円は高額に過ぎる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

- 10 当事者間に争いがない事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

(1) 原告は、令和5年4月30日、被告と初めて会った。

被告は、原告に対し、かつて婚姻し子どもをもうけたが、既に離婚している旨の話をした(乙1)。

- 15 (2) 被告は、令和5年5月3日、原告に対し「子どもと一緒にお酒を飲むのが夢。原告とだったら自分の夢が叶う。」と話した。原告が「あなたなら私じゃなくてもいい人いそう。」と話したところ、被告は「それは俺じゃダメってこと？」と返答した(甲12[3頁]、被告本人[6頁])。

(3) ア 被告は、令和5年5月10日、原告に対して交際を申し込んだ。原告は承諾し、交際が始まった。

- 20 イ 原告は、被告と交際する前、被告の車にチャイルドシートが設置されていることを確認した。

原告が被告に対し、チャイルドシートを設置している理由を尋ねたところ、被告は、離婚した元配偶者との間の子どもとの面会時に使用するために設置している旨の話をした(甲12[3頁]、乙1、被告本人[9頁])。

- 25 (4) 被告は、令和5年6月5日、原告に対し「3親等以内の俺の親族は、俺の病院での入院費タダだから、俺と結婚したら俺の病院での入院費タダだよ。」

- と話した。原告が「それは俺と結婚したら？って売り込んで？」と尋ねたところ、被告は「そう、売り込んで。」と答えた。(甲12[4頁]、乙1)
- (5) 原告と被告は、令和5年6月10日、初めて性交渉を行った。
- (6) 被告は、令和5年6月23日、原告とともに京都へ日帰り旅行をした後、
- 5 原告宅に宿泊した。
- (7) ア 被告が、令和5年7月2日、原告とともに原告宅に滞在していた際、原告の母親が被告について「子どもがいる子の家に上がりこんでどういう神経してるのか？覚悟はあるのか？」と怒った。被告は、原告の母親に対し電話で「真剣にお付き合いをさせてもらってます。」と話した。
- 10 イ 被告は、同日、原告の交際相手として、長男と顔合わせをした。以後、被告が原告と会う際には、長男も行動をとともにすることが多くなった。
- (8) ア 被告は、令和5年7月9日以降、概ね2週間に1回程度の頻度で、原告宅等において宿泊をし、原告と性交渉を行った。
- 15 イ 原告は、被告に対し「妊娠したら結婚してくださいだね。」と話し、被告は「妊娠したらね。」と答えたことがあった(乙1)。
- ウ 被告は、交際期間中、原告に対し、複数回にわたり「いつか結婚出来たらいいね。」という話をしたことがあった(被告本人[7頁])。
- エ 被告は、休日に原告と会うとき、被告の配偶者に対しては、研修と説明して外出することが多くあった(乙1)。
- 20 (9) 被告は、令和5年9月10日、原告に対し、おそろいのパジャマをプレゼントした(甲4の25)。被告は、同日頃、原告と被告が着けるために、コナンのペアリングを注文した。
- (10) 原告と被告が、令和5年9月30日、コナンの作者の親族が経営するガソリンスタンドを訪れた際、従業員から「君たちは夫婦？」と尋ねられ、被告は
- 25 「今は違いますが来年にはそうになりたいです。」と答えた。
- (11) 被告は、令和5年冬頃、原告及び長男と食事をしていた際、「原告と結婚

するから大丈夫だよ。被告の副業が落ち着いたら結婚するからもう少し待ってね。」という趣旨の話をした（甲 1 2 [8 頁]、乙 1）。

5 (12) 被告は、令和 5 年 1 2 月 2 4 日、原告、長男、原告の両親、原告の弟及びその婚約者とともに食事をした。原告の母親が被告に対し「いい物件あった？」と質問し、原告の弟の婚約者が「一緒に住むんですか？」と尋ねた際、被告は「住むよ。でも長男の学区内にはいい所がないんだよね。長男の学区内でいい物件があったら住む。」という趣旨の発言をした。

10 (13) 原告と被告は、令和 6 年 1 月 2 日、令和 5 年 9 月に注文していたコナンのペアリングを受け取った（甲 4 の 4 3）。原告と被告は、コナンのペアリングを薬指に着けていた（被告本人 [1 1 頁]）。

被告は、同日頃、原告に対し「結婚指輪は将来結婚することになるなら買うからね。」という趣旨の話をした（乙 1）。

(14) 原告は、令和 6 年 3 月 1 5 日、被告を原告の実家に招待した。

15 (15) 原告と被告は、令和 6 年 3 月 2 2 日頃、コナンのデザインの婚姻届を 3 枚購入した（甲 4 の 5 3、5 の 1 ・ 2）。

(16) 被告は、令和 6 年 8 月 1 0 日頃、原告と外出している際、「子ども作っちゃう？」という趣旨の発言をした（乙 1）。

(17) 原告は、令和 6 年 8 月 2 0 日、原告宅の玄関前で、被告の配偶者の両親と話をした。このとき、原告は、初めて、被告が既婚者であったことを知った。

20 原告は、被告宅において、原告の母親、被告、被告の母親、被告の配偶者、被告の配偶者の両親の 7 名で話し合いをした。被告は、原告に対し、自身を独身と偽った上で原告と交際していたことを認め、謝罪をした。

(18) 原告は、交際期間中、被告に対し、相当量の玩具を渡していた。

25 被告の配偶者は、被告宅に原告から渡された玩具があることに耐えられなくなり、全て廃棄した（乙 1、2、被告本人 [1 7、1 8 頁]）。

2 争点（原告の損害）について

(1)ア 前記前提事実によれば、原告は未婚女性で、平成23年生まれの長男を養育しており（前提事実(1)ア）、婚活を支援する結婚情報サービスであるマリッシュにおいて、シングルマザーとして登録していた（前提事実(2)）。

5 そうすると、原告がマリッシュを利用して、交際相手を探していたのは、自身の結婚相手となり、長男の父親となる候補者を見つけたいという動機によるものとするのが自然である。

10 イ 前記認定事実によれば、被告は原告に対して、かつて婚姻し子どもをもうけたが既に離婚している旨の話をし（認定事実(1)）、自身が独身であり、当事者の意思次第で原告と婚姻することができるという前提で交際を開始し、原告と性交渉を行っている（認定事実(3)ア、(5)、(8)ア）。

15 被告は、令和5年6月5日、原告に対して「俺と結婚したら俺の病院での入院費タダだよ。」と話し（認定事実(4)）、交際期間中複数回にわたり「いつか結婚出来たらいいね。」という話をする（認定事実(8)ウ）など、被告は原告との婚姻に前向きであることをアピールしている。また、被告が、コナンのペアリングを購入して、令和6年1月2日以降薬指に付け（認定事実(9)、(13)）、同年3月22日頃、コナンのデザインの婚姻届を購入した（認定事実(15)）ことも、原告との婚姻に前向きであることをより積極的にアピールするものであるといえる。

20 原告の両親との関係においても、令和5年7月2日、原告の母親に対して「真剣にお付き合いをさせてもらってます。」と話し（認定事実(7)ア）、同年12月24日には原告の両親、原告の弟及びその婚約者の会食に加わっており（認定事実(12)）、原告の親族と積極的に関係を持つ意思を示すものといえる。

25 被告は、令和5年冬頃、長男に対して「原告と結婚するから大丈夫だよ。被告の副業が落ち着いたら結婚するからもう少し待つてね。」という趣旨の話をしており（認定事実(11)）、長男も原告と被告との婚姻を期待する

状況を作っている。

上記の事実からすれば、被告は、原告、長男及び原告の両親に対して、原告と将来的に婚姻する意思があることをアピールしながら、原告との性交渉を含む交際を継続していたといえる。

5 ウ 前記認定事実によれば、原告は被告に対して「妊娠したら結婚してくださいだね。」と話す（認定事実(8)イ）などしており、被告との婚姻を拒絶するものではなかったといえる。

 エ 被告は、既婚者であるにもかかわらず、独身であると偽り、被告と婚姻する期待を持つ原告や長男、原告の両親を騙し、原告と将来的に婚姻する
10 意思があることをアピールしながら、原告との性交渉を含む交際を継続していたものである。交際期間は令和5年5月10日から令和6年8月20日までの約1年3か月にわたっており、信頼を裏切られた原告や長男の心の傷は深く、その苦痛は極めて大きいといえる。

 その他本件諸事情に鑑みると、原告が被告の不法行為により被った精神
15 的苦痛に対する慰謝料は110万円と認めるのが相当である。

(2) 本件事案の内容、性質、審理経過及び認容額等諸般の事情に照らすと、被告の不法行為に係る損害として認められる弁護士費用は11万円とするのが相当である。

(3) したがって、原告の損害は合計121万円となる。

20 3 原告は、被告に対し、損害賠償金に対する交際開始日である令和5年5月10日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めているところ、本件において被告の不法行為は交際終了日である令和6年8月20日まで継続して行われていたと認められる。

 よって、損害賠償金に対する遅延損害金の発生日は不法行為の最終日である
25 令和6年8月20日であると解される。

4 結論

以上によれば、原告の被告に対する本件請求については、不法行為に基づき損害賠償金 121 万円及びこれに対する不法行為の最終日である令和 6 年 8 月 20 日から支払済みまで民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で一部認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

名古屋地方裁判所民事第 1 部

裁 判 官

加 藤 優 治